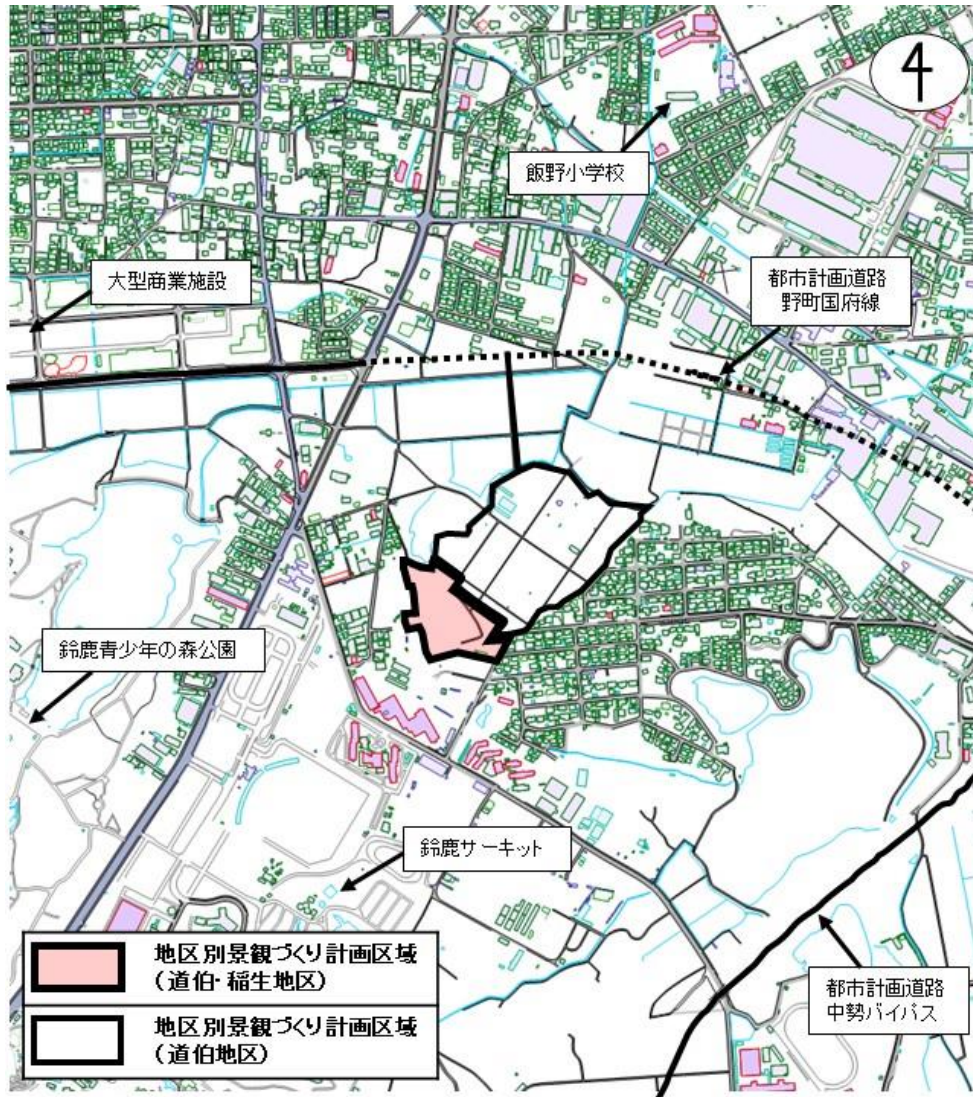


地区別景観づくり計画（道伯・稲生地区）の運用を開始しました。

※道伯・稲生地区地区計画の規制内容及び区域が同一であることから、地区計画の届出並びに景観協議書（地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱）の提出が必要となります。

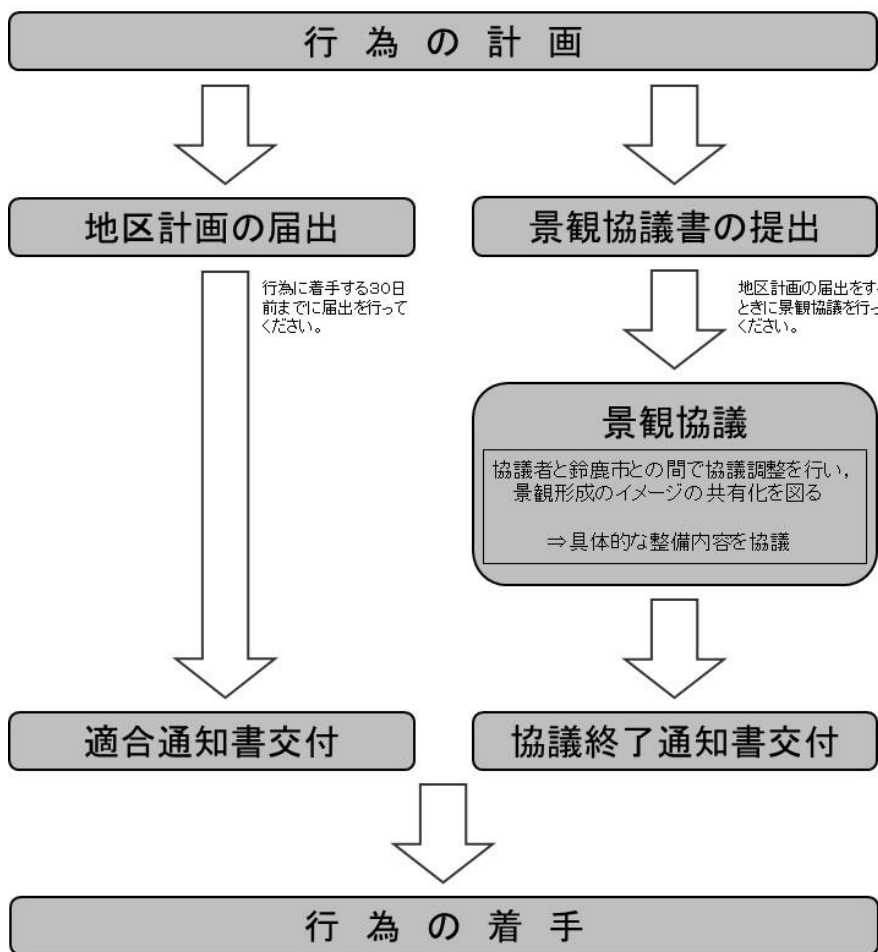
■対象区域



景観協議が必要となる行為

(1) 対象行為	①建築物の新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	②工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	③土地の開墾その他の土地の形質の変更 ④土石の採取及び鉱物の掘採	⑤屋外における物件の堆積
(2) 届出対象規模	全ての行為	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突等 : 高さ 6m 超 ・鉄柱, 木柱等, アンテナ, 遊戯施設等 : 高さ 10m 超 ・電線路用の鉄柱等 : 高さ 30m 超 ・装飾塔等 : 高さ 4m 超 ・高架水槽等 : 高さ 8m 超 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等 : 高さ 2m 超 ・アスファルトプラント等, 処理施設等 : 高さ 10m 超又は築造面積 1,000 m²超 ・自動車車庫等 : 築造面積 50 m²超 <p>行為に係る土地の面積 1,000 m²超 又は 行為に伴い生ずる擁壁・法面が高さ 5m 超かつ長さ 10m 超</p>	<p>行為に係る土地の面積 1,000 m²超 又は 高さ 5m 超</p>

■地区別景観づくり計画(道伯・稲生地区)の区域における協議の流れ



※景観協議書については、地区計画の届出に先立って事前に提出いただくことを推奨します。このことによって、景観協議を先行して進め、早い段階で景観協議を調えることができるため、地区計画の適合審査も円滑に行うことができます。

■必要図書

必要図書	建築物 工作物	土地の形質 の変更	物件の堆積
地区計画の区域内における行為の景観協議書(第1号様式)	○	○	○
委任状 ※届出者以外が手続を行う場合	○	○	○
景観チェックシート	○	○	○
付近見取図	○	○	○
配置図	○		○
立面図	○		
現況写真	○	○	○
現況図		○	
土地利用計画図		○	
断面図		○	

鈴鹿市の景観形成に関する詳しい内容、届出書式については、鈴鹿市のホームページにおいて御覧いただけます。

ホームページアドレス:

<http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index.html>

問い合わせ先

都市整備部 都市計画課
計画・景観グループ

電話 059-382-9063

FAX 059-384-3938

E-mail toshikekaku@city.suzuka.lg.jp